令和７年第６回教育委員会定例会議事録

令和７年６月２日

東久留米市教育委員会

令和７年第６回教育委員会定例会

令和７年６月２日（月）午前９時３２分開会
市役所７階　７０２会議室

議　題

第１　議案第２２号　東久留米市指定文化財の指定について

第２　教育長報告

①令和７年第２回市議会定例会について

②令和６年度生活指導上に係る各種調査結果について

③防災まちづくり学校公開講座申込フォームにおける
個人情報の漏洩について

第３　教育委員報告

①市立小学校の運動会について

②東京都市町村教育委員会連合会第６９回定期総会について

出席者（５）人）

教育長	片柳博文
委員 （教育長職務代理者）	宮下英雄
委員	馬場そわか
委員	植村芳美
委員	橋本脩

東久留米市教育委員会会議規則第１３条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育部長	小堀高広
指導室長	上松久美子
教育総務課長	藤竜也
学務課長	田口純也
生涯学習課長	桜井昌紀
図書館長	島﨑律照
主幹・統括指導主事	森山健史

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	野村賢太郎

傍聴者　０人

◎開会及び開議の宣告

（開会　午前９時３２分）

○片柳教育長　それでは、これより令和７年第６回教育委員会定例会を開会します。

本日は定数を満たしていますので、会議は成立しています。

◎議事録署名委員の氏名

○片柳教育長　議事録の署名に入ります。本日の議事録の署名は、馬場委員にお願いします。

○馬場教育委員　はい。

◎傍聴の許可

○片柳教育長　傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。

○野村庶務係長　いらっしゃいません。

○片柳教育長　では、おいでになりましたらお入りいただきます。

◎議案第２２号、上程、説明、質疑、討論、採決

○片柳教育長　日程第１、「議案第２２号　東久留米市指定文化財の指定について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○小堀教育部長　議案第２２号は、「東久留米市指定文化財の指定について」です。提案理由は、東久留米市文化財保護審議会より文化財について市指定文化財に指定するよう答申があったので、指定する必要があるためです。続けて、生涯学習課長より補足の説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○桜井生涯学習課長　それでは、議案第２２号についてご説明します。

東久留米市指定文化財の指定については、東久留米市文化財保護条例第３９条で、教育委員会は、市指定文化財の指定については「あらかじめ、審議会に諮問しなければならない」と定められています。

このたび、５月１日開催の文化財保護審議会より答申を受けましたけれども、過去に北原俊幸氏から寄贈を受け、現在は市が所蔵する昆虫標本全６２５箱について諮問し、審議会からは「全て指定する必要がある」と答申がありました。

本日の教育委員会では「北原俊幸昆虫標本コレクション」についてお諮りします。

配付資料の３ページ、右上に「別紙」と書かれたものをお開きください。中段の「特徴」についてです。

北原俊幸氏が１９５３年～２０１９年の期間に採集した昆虫標本で、１９７９年、２０１６年、２０２０年の３回にわたり、北原氏より市教育委員会に寄贈されたものとなります。昆虫標本は、収集者の好みに基づいて特定の種目の昆虫を集めたものであることが多いのですが、本標本は、その地域で生息していた昆虫を選別せずに収集している点が特徴です。また、採集された昆虫は、採集地、採集日、学名など管理に必要な情報が網羅された台帳が作成されています。

標本のおよそ半分は、多摩地域に生息していた昆虫で構成されており、その７０％程度は市内ではもう生息していません。そのため、この昆虫標本は、その時代に多摩地域で生息していた昆虫相を体系的に記録したものであると同時に、近年の環境破壊、地球温暖化、また外来生物の影響など昆虫を取り巻く自然環境や社会環境の様々な変化を知ることのできる記録ともなります。さらに、多摩地域以外で採集された昆虫標本も、多摩地域の特徴を研究す

るための比較資料として重要なものであることから、文化財としての価値が高いものだと考えられます。

昆虫標本が寄贈された翌年の１９８０年より４５年間で、昆虫展を計４２回開催していまして、展示に際しては講演などの文化財イベントも開催されるなど、相当数の昆虫標本活用事例があり、市の文化財保護における多大な実績があります。なお、昆虫標本には、国外のものも含め多摩地域外の昆虫も含まれますが、昆虫標本を寄贈した北原氏が２歳の時から始めた昆虫採集の実績そのものを表すものです。昆虫標本の指定文化財の事例が全国でもほとんどなく全国的にも先進的であり、貴重なものであることから指定すべき文化財であると答申がありました。

本日の指定の議案が承認となった際には、告示後に文化庁に市指定文化財の追加について報告する予定となっています。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○片柳教育長　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

○橋本教育委員　ご説明ありがとうございました。本指定文化財の指定において、今回指定することに伴い費用が発生するのか、また、今後の利用に関してどのような構想を考えられているのか、ご提示をお願いします。

○桜井生涯学習課長　まず費用面からなのですけれども、現在、こちらの昆虫標本を保存・管理する上で防虫でありますとか、日頃の学名の確認ですとか、そういったところに発生する消耗品費、北原先生にお願いしている謝金などの経費が発生しています。ただ、指定に当たりまして、新たに追加で発生する費用はない見込みとなっています。

また、今後の活用なのですが、これまでも企画展示のほうでは夏休みの期間を中心に行っていましたけれども、今後は常設展でも工夫しながら展示スペースを設けたり、北原先生に、この昆虫標本に関する特別な講演を行ったりしていただくなど予定をしているところもありますので、新しい活用方法を検討してまいりたいと思います。

○片柳教育長　よろしいでしょうか。

○橋本教育委員　ありがとうございます。

○宮下教育委員　別紙の４ページに書いてある「付記」の部分についてご質問させていただきたいと思います。

東久留米に、こんなにすばらしい研究者がいることについては貴重な人材ではないかなと思いますし、これから大いに活用というものを考えていかなければいけないのではないだろうかということを思っている最中ですが、個人でこのように採集したものにつきましては、だんだんと個人の採集の枠を超えて市に寄贈し、そして、また市がどのように対応するかということで各市が相当悩んでいるのが、このような事例ではないかなと思っています。

この文化財保護審議会の中での話合いの中で、そのような事柄について何か見通すようなお話があったとすれば、ここでお話ししていただければと思いますし、また、今後どのような形で、このようなものについて対応していくのか、併せてお聞かせいただければありがたいと思いますので、お願いを申し上げたいと思います。

○桜井生涯学習課長　文化財保護審議会からいただいたご意見なども含めてご質問にお答えします。

まず、現在の標本の保管状況なのですけれども、幸いにも空調が効いた部屋で保管はできていまして、現在の保管方法であれば、この昆虫標本自体は適切に、良好に管理されている

という認識のご意見をいただいています。実際に現場も見ていただいています。

また、今後の標本の活用などにつきましては、先ほども申したように特別な講演会を開く等、そういった予定もしていますと同時に、指定を受けた際には、まず文化庁へ報告だけではなくて市の広報などで改めて紹介もさせていただきたいと考えています。

現在は、わくわく健康プラザ、郷土資料室での企画展示ですが、移動をさせる際の課題や規模はまた考えなければいけませんけれども、今後、郷土資料室以外での展示なども企画させていただきたいという構想もありますので、引き続き、文化財保護審議会のご意見もいただきながら対応してまいりたいと思います。

○宮下教育委員　関連しますが、本市の指導室長であった岡部廣先生、あの方もやはり昆虫学者なのです。膨大なコレクションを集めていらっしゃって、いつも管理に相当ご苦労されながら展示会をやっています。自分でホールを借りてテーマを決めて、入館料を取りながら、また寄附行為をいただきながら個人で展示をしています。今、大学の教官もしていますが、このようなコレクションの維持管理はとても重要で、費用がかかるのではないかなと思います。今は資料室で保管していますが、これからどういうふうに展示をするか、そんなことを含めた場合には、東久留米市に博物館的なものを造って、その中で一括管理・展示するという方法があると良いかなと思っています。そういうことも、これからも文化財保護審議会の中で前向きに検討していただければとお願いを申し上げたいと思います。

それから、小平市には平櫛田中館彫刻美術館があり、世界的に有名な木工の人形を個人では収集できないというので市の文化財として認定して、市で全部管理をやっています。そのような形になればというので、その当時の市長が相当動いて、このようになったことを伺っています。収集したらそれをどうするかということは、これから大きな課題ではないかなと思います。昆虫標本は全国でも少ないということですから、注目を浴びて参観に来ると思いますが、その管理についてはいろいろな指摘がされることがないようにしていかなければいけないと思いますので、また文化財保護審議会のほうでお話ししていただければと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○片柳教育長　ほかはよろしいですか。

よろしければ以上で質疑を終わります。

これより議案第２２号の討論に入ります。いかがでしょうか。

特にご意見はありませんか。

○宮下教育委員　討論省略。

○片柳教育長　よろしければ討論省略とします。

これより採決に入ります。「議案第２２号　東久留米市指定文化財の指定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手です。よって、議案第２２号は承認することに決しました。

◎教育長報告

○片柳教育長　日程第２、教育長報告に入ります。「①令和７年第２回市議会定例会について」の説明をお願いします。教育部長、お願いします。

○小堀教育部長　令和７年第２回市議会定例会についてご報告します。初めに日程は今週の木曜日、６月５日から６月２５日までの２１日間です。

めくっていただいたところからは、先週金曜日に通告された一般質問の一覧です。議長を

除く２０名の議員のうち１２名から教育関連の項目を挙げた通告がありました。
資料中、該当するものに網かけをしていますので後ほどご覧いただければと思います。
なお、この後の調整により教育委員会の答弁が求められるということもありますので、資料につきましては、あくまでも現時点のものというご理解をお願いします。
続いて請願についてです。資料にありますように受理された請願１０件のうち５件が教育関連のものとなっています。先ほどの一般質問に対する答弁概要及び請願審査の経過が分かる資料につきましては、次回の会議でお示しさせていただきます。
以上、市議会報告とさせていただきます。
○片柳教育長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。――よろしいでしょうか。
では、よろしければ令和７年第２回市議会定例会については以上とします。
次に「②令和６年度生活指導上に係る各種調査結果について」の説明をお願いします。
○上松指導室長　指導室では、生活指導上に係る各種調査を実施し、未然防止や早期対応に生かしてまいりました。
今回、令和６年度の結果を取りまとめましたので、ご報告させていただきます。詳細は統括指導主事より説明します。
○森山統括指導主事　それでは、まず小学校の調査結果についてご説明します。
「１　暴力行為の発生状況」については、発生件数が１件、発生学校数が１校となり、昨年度より減少しています。暴力行為とは、けがによる診断書や警察への被害届の有無にかかわらず、相手を殴ったり、蹴ったり、物を壊したりした場合に計上します。本件は、休み時間に口論となり、加害児童が相手を蹴ったという事案であり、教師は被害児童にけががないことを確認した上で、加害児童を説諭して謝罪の指導につなげるとともに、家庭に連携を求めて解決となりました。
各学校には、定義に基づいて計上するだけではなく、解決するまで丁寧に対応するとともに、日頃から児童理解に努めるよう、引き続き指導してまいります。
続きまして、「２　いじめの状況」については、認知件数が１，０６５件となり、昨年度より減少しました。しかしながら解消率も減少しています。学年別内訳を申し上げますと、それぞれ１～３年生はおよそ２００件台、４～６年生がおよそ１００件前後であり、おおむね学年が上がるにつれて減少する傾向があります。また、主ないじめの態様を申し上げますと、冷やかしやからい等が７７５件、遊ぶふりをしてたたかれた等が１７２件であり、いじめ発見のきっかけは、アンケートを含み、教職員の観察による発見が８１９件、本人や保護者または周囲の児童からの情報が２４６件です。これらのことから、学校が、被害児童に寄り添い、いじめとして積極的に認知していることが分かります。
３学期にいじめを認知し、令和６年度中には解消とならなかった事案については、いじめ行為が少なくとも３か月止んでいることをもって解消となることから、令和７年度も継続して確認し、解消となるまで対応するよう、引き続き指導してまいります。
続きまして、「３　不登校発生状況」については、不登校児童数が１６７人、出現率が２．９％となり、昨年度より増加しましたが、復帰率が４６．１％と向上しました。不登校とは心理的、情緒的、身体的等の理由により、児童が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるものを指し、病気や感染症の回避を理由とした長期欠席者は除きます。しかしながら、当初は病気であっても、遅刻・早退・欠席が増え始めた場合は、不登校の兆候となる場合も想定されます。そのため本市では、欠席１０日をもって「個別支援シート」の作成を

開始するなど、学校には容易に病気と扱うのではなく、不登校の的確な把握と対応を求めてまいりました。また、別室登校など、教室以外の居場所についても柔軟に対応するよう周知しているところです。

なお、学校が把握した事実については、学校に起因するものが５０人、これは複数回答になりますが、約２２％、家庭に起因するものが５９人（約２６％）、本人に起因するものが８８人（約３９％）でした。学校で僅かでも変化が見られた場合にはすぐに家庭と連携して、不登校の未然防止に取り組むとともに、関係機関等と連携して対応するよう、引き続き指導してまいります。

２枚目をご覧ください。次に中学校の調査結果です。

「１　暴力行為の発生状況」については、発生件数が９件、発生学校数が２校となり、昨年度より減少しています。本市では件数だけでなく、その内訳も調査していまして、生徒間暴力が８件、器物破損が１件となっています。例えば休み時間や課外の時間に些細なことから口論となり、相手の顔を殴る、ひっかくなどの事案があり、すぐに教員や周囲の生徒が仲裁に入り、教員から説諭するとともに、家庭と連携してその後は落ち着いて学校生活を送ることができました。

学校には、その時、その場でどのような行動が適切であったかを自分で考え、実行できる能力を高める指導を充実させるよう、引き続き指導してまいります。

「２　いじめの状況」については、認知件数が１１５件と昨年度と同等であるものの、解消率が６７．８％と減少しました。学校別内訳を申し上げますと、１年生６０件、２年生３７件、３年生１８件であり、小学校と同様に学年が上がるにつれて減少する傾向があります。

また、主ないじめの態様を申し上げますと、冷やかしやからかい等が８２件、遊ぶふりをしてたたかれた等が１４件であり、いじめ発見のきっかけは、アンケートを含み、教職員の観察による発見が４８件、本人や保護者または周囲の生徒からの情報が６７件であり、こちらはアンケート等に回答する以前に誰かに相談して発見となる傾向が大きくなっています。

また、中学校のいじめの特徴として、SNS での誹謗中傷が挙げられます。各校においては学校 SNS ルールを見直したり、セーフティ教室を行ったりしています。指導室としましても、弁護士を招聘し、生活指導主任会等における研修会を予定しているところです。大きな事故にならないまでも、小さな一言、相手の顔が見えない状況での会話の注意、配慮について細やかに対応するよう引き続き指導してまいります。

また、小学校と同様、令和６年度中には解消とならなかった事案については、解消となるまで対応するよう、引き続き指導してまいります。

「３　不登校発生状況」については、不登校生徒数が２１０人、出現率が８．１％となり、昨年度と同等でしたが、復帰率については３２．４％と昨年度より増加しました。

不登校について学校が把握した事実を確認したところ、学校に起因するものが１０７人（２８％）、家庭に起因するものが１１３人（３０％）、本人に起因するものが１５４人（４０％）でした。中学校では、友だちや学業、生活習慣、やる気が出ない等に起因する事案が多く、この傾向は小学校も同様でありました。本市では、中１ギャップの解消等を目的に、小中連携教育の推進に取り組んでおり、全校において、生活指導面について意見交換をしたところです。また、不登校生徒の学びを保障するためオンラインによる授業配信やチャレンジクラスの開設、学習適応教室の充実等に取り組んでいます。

ケースによっては、家庭支援も考慮の一つになることから、こども家庭センターや民生委員等との連携を図り、途切れ隙間のない支援により、早期支援や長期化への対応を講じるこ

とができるよう、引き続き指導してまいります。
○片柳教育長　説明が終わりました。ご質問はありますでしょうか。
○馬場教育委員　細かいところまで、不登校の理由とかもちゃんと人数が分かっていて、よく調べてくださっているなと思いました。
　小学校の「３　不登校発生状況（個別支援シート一覧表より）」というところで、令和４年度から５年度において、学校復帰率がパーセントとしてはかなり上がっています。令和５年度・６年度と同じペースで引き続き上がっていて令和６年度で４６％になっているので良い傾向だなと思いました。一方、人数を換算してみると令和４年度の２６％の学校復帰率のときでも、復帰できていない子が大体８０人いて、令和５年度に４１％になっていたとしても、不登校の児童数が増えているので約１００人は復帰できていない。令和６年度に至っても、人数から計算してみると、やはりまだ１００人は学校に復帰できていない状況になっているということを肝に銘じなければいけない。復帰率が上がるのは本当にとても良いことで、そこにヒントがあるので、解決していくキーにはなると思うのですが不登校数が増えている。戻れない子も増えており、そこが比例してしまっている。
　復帰率が上がっているけれども、苦しんでいる子どもたちの数は減ってはいないということを肝に銘じなければと思いました。その辺も含めて、なぜ復帰率が上がっているのか。それをいろいろなところで参考にしていただきたいというのがあるので教えていただきたいと思います。
○森山統括指導主事　ご質問ありがとうございます。２点ご質問いただきました。
　まず１点目の復帰率が上がっている理由ですが、令和２・３年度とコロナ禍にあり、そもそもの不登校者数が減少しています。
　しかしながら、令和４・５年度と徐々に不登校者数が、また増えていく傾向にあります。そういった中で、本市では、中学校に別室登校の巡回指導教員という形で配置をしました。これは中学校の別室への配置なわけですが、そういう取組が行われているということの周知・共有・研修の機会を設けまして、小学校は独自に空きの教員によって別室登校を可能な限り行うなどの取組を行っています。そういった各学校の取組により、復帰率が上がっている傾向にあると分析しています。
　２点目の質問、復帰できていない子がいることを肝に銘じるというところです。委員のおっしゃるとおりだと思っていまして、私どもも復帰率が上がったことをもって安心してはならないとずっと思ってまいりました。そのため、それぞれの学校には、小学校・中学校の垣根を超えて不登校対策を共有するのみならず、本市としても何かできないか、ずっと模索していました。
　その一つがチャレンジクラスの開設です。既に今２０名弱の生徒さんがチャレンジクラスに通っていまして、昨年度と今年度の４月の登校の復帰状況を見ますと、中には毎日登校できるようになったというお子さんもいるぐらいです。水道の蛇口を絞って不登校が発生するのを未然に防ぐ取組のみならず、そういった支援だけでは済まなかった、居場所が必要となったお子さんに対しても用意する取組が必要であろうと引き続き考えているところです。
　こういった学習適応教室ですとか、チャレンジの取組を本市としても周知していきたいと考えています。
○馬場教育委員　ありがとうございます。
○片柳教育長　馬場委員、よろしいですか。
○馬場教育委員

チャレンジクラスとか居場所をつくること、居場所があるということは大きなことです。直接教育委員会の取組ではないのですけれども、子どもの集まる場所をつくることをいろいろなところで考えてくれているので、そういうことも共有し合えると良いかなと思いました。

例えば、南沢の辺りで――子どもたちもお年寄りもみんな集まれるような場所を提供して、市の中で、社会福祉協議会がデジタル化しているので、まずは外に出ようという感じで、居場所をつくってあげる取組が大事だと思いました。チャレンジクラスも、まだ今年の取組ですけれど、初めからうれしい報告も聞かれたら、先生たちも、子どもたちも、保護者もやる気が出ると思いますので、引き続きよろしくお願いします。

○植村教育委員　今の統括のお話で、追加して質問なのですけれども、中学校に補助員のような方がいらっしゃるという話がありましたが、本市では、別室指導補助員を募集されていますよね。それらは小学校には配置されていないということになりますか。

○森山統括指導主事　別室指導につきましては、東京都の施策を受けて、中学校は巡回型、小学校は教員ではなく支援員という形で２校に配置している状況があります。東京都のそういった事業が受けられるようでありましたら、引き続き積極的に手挙げして活用していきたいと思っています。

○植村教育委員　ありがとうございます。そうすると、今小学校では２校ということで、今後も希望すれば配置されていくと考えてよろしいでしょうか。

○森山統括指導主事　現状、小学校は東京都から二枠頂戴しているところです。

○植村教育委員　はい、分かりました。では、まだ東京都からこのことに関する情報をいただけないので増えるかどうかは分からない状況ですか。

○森山統括指導主事　そうですね。

○植村教育委員　はい、分かりました。

○片柳教育長　ほかにご質問はありますか。

○宮下教育委員　まず、「暴力行為の発生状況」のところにつきまして、暴力行為について、こういうふうに定義をしていくと書いていますが、これは文部科学省が言っている定義なのでしょうか。あまりこういうことは言っていないと思うのですが。実際に言っているのは、目に見える物理的な力、いわゆる「有形力」と言っていますよね。物理的な力を加える行為を暴力行為と、定義をきちんとしています。暴力の対象として、対教師暴力と生徒間暴力と対人暴力、それから器物破損の四つの種類について文部科学省は言っている。ずっとそれに基づいて今まで分析をやってきた。ここで述べているのも、その観点に従ってずっとこの数年間述べているかと思いますが、このような「暴力行為とは」というのを書いていますし、その２番目の○には「各学校には、定義に基づいて計上する」と書いてあります。この定義で良いのかどうか、そこの確認だけまず最初に１点させていただいて、そのことについていかがでしょうか。

○森山統括指導主事　暴力行為の定義が国の定義かどうかというところです。こちらは国の定義です。

今委員からご説明いただきましたとおり「「暴力行為」とは、自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、今おっしゃられました「「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。」という国の定義に基づいて本市でも計上しているところです。

○宮下教育委員　暴力行為とは、けがによる診断書や警察への何とかと書いてはいないですよ

ね。今、お読みになったとおりですよね。先ほど私がお話ししたとおりですよね。このような東久留米バージョンで定義してしまって良いのかどうか。

○森山統括指導主事　失礼しました。説明が不足しました。同じく国の定義といいますか、国が調査を行っています。この国の調査とずれることがないように、私どもも調査をしていまして、国の調査の文言を今申し上げますと「本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず」というのがあります。こちらと併せて本市でも事故報告の集計等を行っているところです。

○宮下教育委員　文科省は「生徒指導提要」というのを出しましたよね。こんな分厚いのをね。あれにもう全てが書いてあるわけです。それに基づいて、この問題については対応してくことが大前提であると思いますので、一番大前提になっている土俵の中において、このことについてお話ししていかなければいけないことが一つではないかなと。

　それからもう一点は、「加害児童を説諭して謝罪の指導につなげるとともに」とありますよね。加害児童だけについて説諭と謝罪の指導が良いのかどうか。被害に遭った子どもたちに対しても文科省は言っていますよね。心の痛み、身体の痛み、それは消えないのですよ。それについては、きちんと対応しなければいけませんということを強調されていますよね。そこが一つ抜けているのではないだろうかなと思いますが、いかがでしょうか。

○森山統括指導主事　ご指摘ありがとうございます。謝罪の指導のみならず、心のケアが必要ではないかということでした。謝罪の指導を行った後、学校内でとどめることなく、そういう被害、また加害がありましたということを家庭とも共有しています。

　その上で、１回にとどまることがないとか、それから、それ以降も、行為は止んだものの心にやはり不安があるということでありましたら、引き続き児童・生徒理解、教員の観察を続けるとともに、必要な場合にはスクールカウンセラーにつなぐ等、心のケアも講じられる体制を整えているところです。

○宮下教育委員　両方のことも常に土俵の中に入れながら考えることが必要ではないかなということを申し上げたつもりです。

　もう一点、この表の中で、発生学校数が５年度も、６年度も１校ですよね。この１校は同一の学校なのか、それから発生した内容は同一の学年なのか、そこら辺はどうでしょうか。また、同一の人物かどうかということですよね。

○森山統括指導主事　小学校に関しましては１校となっています。こちらは別の学校です。別の学校ですので、必ずしも学年はということはないかもしれないのですが、例えばそういった学年で暴力行為の発生が、その学年は多いというような分析ができるかもしれないのですが、学年も追ってありますが、学年は異なる学年でした。

○宮下教育委員　ちなみに何年生ですか。

○森山統括指導主事　暴力行為があったのは６年生です。

○宮下教育委員　６年生ですか。

○森山統括指導主事　はい。

○宮下教育委員　分かりました。それから続けてよろしいですか。

　いじめのことについてですが、令和６年度、小学校１，０６５件、中学校１１５件ですね。学年別の内訳を見ますと、まず中学校を見てみますと、学年別の内訳は１年生は６０、２年生は３７、３年生は１８、トータルにすると１１５件になるのです。

　ところが、小学校を見てみますと、同じ認知件数が１，０６５、学年別内訳を見ますと、

１～３年生が２００、４～６年生が１００、合わせて３００。約１，０６５の３分の１の数しかここには載っていないわけですが、その数をどのように私たちは解釈すれば良いのか、教えていただければと思います。

○森山統括指導主事　私の読み上げ方、また記載の仕方が分かりにくくて申し訳ありませんでした。

　小学校の１～３年生はそれぞれ２００件台となりますので、２００・２００・２００と。おおむね６００ということになります。４～６年生は１００件前後ですので、１００を下回る学年もありましたし、上回る学年もありました。１００・１００・１００の少し上というところで約３００というところです。説明が分かりにくくて申しわけありません。

○宮下教育委員　６００と３００ですか。９００？

○森山統括指導主事　２００件台ですので。

○宮下教育委員　もうちょっと。

○森山統括指導主事　そうですね。

○宮下教育委員　分かりました。小中と見ると、何かどういう計算しているのかと思いますよね。

○森山統括指導主事　学年に対して出した数字です。

○宮下教育委員　そうですよね。分かりました。

　それからもう一点ですが、令和６年度、認知件数が１，０６５、それで解決された件数が７８９、解消率がちょっと下がっているというデータがありますが、相殺すると２７６件が、未解決という形になりますでしょうか。そのことについてはどのように今現状をお考えになっていますでしょうか。

○森山統括指導主事　今説明の中でも申し上げましたとおり、いじめ解消の判断は３か月をもって行いますが、当然その３か月のみをもって行うのではなく、児童、保護者の意向を確認するように学校にもずっと周知をしてきたところです。

　このいじめの認知１，０６５件のうち、大体３５％ぐらいが１学期、３５％ぐらいが２学期、３０％ぐらいが３学期というのが今年度の内訳で、３０％が３学期に認知されたものですから、それを令和７年度に引き続き解消の確認をしていくというところです。それぞれ学校のほうにはいじめの指導管理一覧を作るとともに、私どもも共有していますので、その指導管理一覧を学校のみに任せるのではなく、令和７年度になって解消にならなかった事案があった場合には、私どもに連絡があり、どういう状況かを確認する次第です。

○宮下教育委員　分かりました。それからコメントの中の言葉の中で、「これらのことから、学校が、被害児童に寄り添い、いじめとして」と、そんな文章があります。これはこれで良いのです。でも、加害児童がどのような心の深層を持っているかどうかについては語られてはないですよね。でないと、同じことを繰り返すのです。多分加害生徒というのは心の中で不安だとか、葛藤だとか、劣等感だとか、欲求不満だとか、いっぱいたくさん持っているのではないかなと思いますが、それらに潜んでいる事柄を、私たちは教育の力によって少なくしていく努力をしないと、いじめはなかなかなくなっていかないのではないかなと思いますが、そこらについて、この文書の中で、それを読みなさいということでよろしいでしょうか。なかなか読みにくいと思うけれども。

○森山統括指導主事　文章上は、そういった表現が不足していました。今後の課題としたいと思いますが、私どもも、いじめ行為は決して許される行為ではありませんので、そこは毅然とした指導が必要になりますが、その背景というもの、委員がよくおっしゃられるように児

童理解・生徒理解というところは大切になってくると認識しています。

従いまして、加害・被害に関わらず、誰もが安心・安全に学校生活を送ることができるように被害児童に寄り添うことのみならず、加害児童の背景、児童生徒理解、そういった分析を続けるように機会を捉えて学校に伝えてまいります。

○宮下教育委員　もう一点、３番目の不登校の問題についてご質問させていただきたいと思いますが、いつかの総合教育会議の中におきまして、不登校の問題が大きく取り上げられました。そのときに統括のほうで説明された、不登校の要因が１４項目ありました。１４項目を羅列してもなかなか分からないからというので、私は三つにまとめてあるというので、ここで同じようにまとめてくださっている。とても分かりやすいのです。分かりやすいからこそ問題があるのです。

何が問題かというと、この中で「学校に起因する」ものが、小学校が５０人、中学校が１０７人。学校に起因するものは、１００％に対して２０％ちょっと上に上がるわけですね。この学校に起因するという、どんな学校にそういう起因する要因があったのかどうか、それを明確にしないと、子どもたちは学校に来て、２０何％は不登校になっているということですよ。では、それをどうやって解決するのか、そこが一番課題ではないかな。家庭のこと、本人のこと、特に家庭のことについては、私たちはなかなか言及することのしがたいところがあるのではないかと思いますが、そのような「学校」と「家庭」、その中で育っているのが「本人」の子どもたちなわけですよ。

ですから、学校の中で２０数％の要因があるということをここで明言していますから、どのような要因があって、どのように対策していかなければいけないのかという事柄について、ここで訴えていかないとならないのではないかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○森山統括指導主事　ご指摘ありがとうございます。学校に起因するものが２２％、それから中学校のほうでは３０％ということで、割合のみならず、そういったお子さんが事実いるんだということを強く認識する必要があると考えています。

具体的に申し上げますと、例えば「友人関係をめぐる問題や情報・相談があった」それから「学業不振や宿題の未提出が見られた」、こういったものが学校に起因する不登校の要因となっています。こういった状況があるということを、私どもまた学校も認識し、それを打開する策はないかということを検討する場が必要だろうと思っています。そういった場は、副校長会ですとか生活指導主任会ですとか、そういった場であるとともに、学校ごとに状況が違うようであれば、学校の特徴的な課題ということになりますので、そういった視点で対策を講じてくことが必要となります。そのような機会をこれから設けてまいります。

○宮下教育委員　そのことですが、総合教育会議の中において、子どもたちがそういうふうにさせないためには居場所が必要だろう、居場所はなんだろうかと。そうしたら授業に居場所を持っていかなければいけないではないだろうかと。そうしたら、そのことについて「教育委員会だより」の中に宮下委員がこういう素敵なことを言いましたと。そこだけ書いてあるのですよね。何を言ったか、素敵だったかどうか全く分からない。そのことの文言だけが書いてある。

ほかの人から電話がありまして「宮下、おまえ何を言っているんだろうか」と。「私は素敵なことを言っていないですよ。」と言っていましたけれど、具体的にどうするかというあたりをきちんと言わないとまずい。また、学校でも、副校長会にお願いしたとかではなくして、指導としてこういう方向でやるという。子どもたちはいろいろなストレスを持っているのだろうと。それを何で解決するかといったら、チャレンジ教室だとか、そういうところも

必要だけれども、否定はしませんけれども、そうではない子どもたちが多くいるわけです。その子どもたちをそのような方向性に行かせないようにするためには、「授業が楽しいんだ」と、授業に魅力を感じていくようにしなければ。そして、「できないものができるようになった」と。

ですから、先日もお話ししたけれども、「＃授業改善」の合言葉では、「学校は変わらないよ」と言ったのはそこですよ。授業改善の中のどの部分を重点にするかということをきちんと言わないと。でないと、学校の取組が、ああいうような合言葉で変わるんだったら簡単です。そうじゃない、みんなそこに苦しみがあるのではないだろうか。

あのときも言いましたけれども、授業の最終の部分、振り返りの部分で今日できなかったことがこんなことができるようになったと自覚すれば良いのですよ。自己認識ですね。そうしたら「授業って、楽しいな」と。また参加度が高まってくるのではないかなと思いますので、そのようなことを具体的に言っていかないとまずいのではないかと思います。そこまで多分お考えになっているのだろうと思いますけれど、そうしたら表出したほうがよろしいかなと思います。私の意見です。

○馬場教育委員　宮下委員のおっしゃっていることは本当にすごく大事だと思うし、授業の中で分からないことがあって、不安になって学校に行けない子も本当にいると思うのですね。ただ、現状で子どもたちの居場所がないとか、そこにいられないというのは――授業中は自分の席に着いていられます。黒板を見ていられます。ちょっと難しい授業でも１人でいることを誰にもとがめられない時間です。ただ、休み時間であるとか、放課後であるとか、朝の時間であるとか、ほんの短い休み時間でも、そこに自分の居場所がないということの恐怖を子どもたちはすごく感じています。なので、本当に両方大事だと思います。

特に、女の子は給食のときに一緒に食べる子がいないということの恐怖、最近は男の子もとても多いと聞いています。授業で自分の席に座って向かい合っている黒板があって、先生を見ていることができるときは、まだ自分を守れる。ただ、誰かといなければいけなかったり、誰かと共にする時間のときに自分が１人ぼっちだったりということが、すごく怖くて自己肯定感を下げる。そういうふうに言われているので、もちろん授業で分からなくて、言えなくて、追い着いてこられない子たちもたくさんいます。そこを学校はフォローしていかなければいけないのはもう当然です。それは第一です。やらなければいけないことで、やっていなかったら、はっきり言って、もう学校の機能ではないので、そこは完全にしないといけないと思います。

でも、子どもたちがなぜ自分の居場所がなくて苦しむかというのは、１人でなくていいときに１人でいなければいけなくなった状況。そこを特に小学生とか、またいろいろ考えて手を差し伸べてあげられるときに認めてあげられる。それはすごく大事なことだと思うので、授業とともに、１人でいる子をつくらないようにするとかというのではなくて、先生たちが授業を通して、学活を通して、子どもたちに、１人でいてもいいんだよということを教えることも大事ですし、できるとか・できないとか、分からないとか・難しいところを超えた本当に一人一人のことをちゃんと見てあげる。

せっかくこれだけ少人数化で、学校も先生たちが目のとどきやすい人数になっていますし、私たちのときは４５人とか、４８人を先生たち１人で見ていました。でも、今ほど不登校が多くなかったということとか、いろいろなところにヒントがあると思うので、これだけではないので、今は報告なので、ここでこういうのが書いていないとか・書いてあるとかという細かいことというよりも、これを参考にして、ますます良い指導を見つけていっていただけ

ればなと思っています。

○植村教育委員　この部分、私はたくさん質問させていただきたいことがあるのですが、まず１点目は、先ほど宮下委員がおっしゃった「学校に起因するもの」というお話があったのですが、この中ですごく気をつけないといけないのは、「本人に起因するもの」というのが小学校も中学校も多くなっているのですけれど、本人に起因するものというところが多いところの「本人に起因するって、何だろう」という分析は丁寧にしていかないといけないかなと思います。

前に、不登校の話をしたときにも学校に起因するもののほうが多いのだけれど、それはそこの中に反映されていないという話もたしかしたかなと思います。中学校のほうには本人に起因するものの中に、「友たちや学業、生活習慣、やる気が出ない」と書いてあるのだけれども、これは「本人に起因する」で止めてしまってはいけないと思うので、そこは十分気をつけて、アンケートのまとめをしていただきたいなというのが一つあります。

それから、先ほどの宮下先生が表出をもっと具体的にというようにお話しをしてくださったと思うのですけれども、この一番右の欄のところは、もう少し具体的に表していただけたら良いかなと思います。

例えば中学校の「暴力行為」のところ。先ほど小学校のほうでは宮下委員がおっしゃっていましたけれども、中学の暴力のほうは発生件数が９件で発生学校数が２校となりますと、この２校については７校のうち２校だからほかの５校は暴力行為がなかったのだけれども、この２校に９件が固まってしまっているという内訳。それに対して、学校としては、それなりのことをもちろんやっていらっしゃって、家庭と連携して落ち着いて学校生活を送ることができたということで良いのですけれども、これが、令和５年度・４年度とずっとつながっているのかどうかということもすごく気になりますし、そういう学校に対して、だとすれば、例えばスクールカウンセラーさんは、今複数配置というか、複数日配置というのがあちこちで始まっていますけれども、本市として中学校に複数配置している学校はどこかなということも知りたいし、例えば暴力に関したところには複数配置していますよとか、いじめが多いところに複数配置しますよとか、そういったような結果と原因をちゃんと説明されて、こういうところに載せていただくとすごく分かりやすいかなと思います。

あともう一つ、小学校のいじめのほうは、ちょっとしたこともいじめとして出てくるので、千何件出るのだけれども、中学校のほうはいじめというものがどういうものか分かってきた生徒たちがしっかりした数で出してきていると思うので、中学校のいじめの件数というのはとても気になるところで、先ほどのカウンセラーの配置等についても、これだけ丁寧に、パーセンテージや件数として出しているので、そことの原因と結果みたいなところをお示ししてほしいし、それから不登校のところでも一番下、「ケースによっては、家庭支援も考慮の一つとなることから、こども家庭支援センターや民生委員等との連携を図り」と書いてありますけれど、「等」の中にほかに何があるかなとかいうことについても、もう少し詳しくやっていただきながら、連携を民生委員とどういうふうに取っていくかみたいなところも、どこかで多分そういうところをやられているということはあると思うのですが、この紙面の中で分かりやすくしていただけると良いかなと思います。

あと、不登校支援に関しては、他区市で市のほうや区のほうで配置できていたりするところもすごく増えてきました。そういうことを含めて、今後東久留米市としては、東京都のほうの配置が今あるとおっしゃっていただいたのですけれど、今後、市のほうとしてはそういう配置が考えられるのかなということも気になりながらお話を伺っていました。

○片柳教育長　まず、授業が学校における子どもたちの過ごす時間の非常に大きな部分を占めていることはご指摘いただくまでもないことでして、授業の充実を目指して、いわゆる掛け声にとどまらず、具体的な改善策を手当てすべきというお話でした。

特に、子どもたちが学校の生活や授業を通しての成長が実感できるような場であってほしいということをおっしゃっていたんだと受け止めさせていただいたところです。それには評価をどのように行っていくかといった点は非常に大きな研究課題であると感じましたので、授業改善研等、教員の研修の機会がありますので、指導室を通じて具体的に指導してまいりたいと思います。

それから、学校生活において、学習と生活指導が車の両輪であるというご指摘もごもっともなことでして、授業以外の面で、特別活動ですとか、道徳ですとかといった領域の時間もありますので、この時間の充実を通じて子どもたちの社会性ですとか、人間関係を円滑にしていくといったことについても、指導をしっかりするように学校には指導をしてまいりたいと思います。

いじめや不登校について、特に不登校についてかと思いますけれども、その原因は複合的なものであるというご指摘であったと捉えました。確かにそのとおりでして、そのためには学校単独ではなくて、多面的な働きかけやアプローチが必要であるという認識であります。ここでの説明は、他の関係機関について「等」というところで丸めてしまったところがありますけれども、広く学校以外の方たちにも実情を知っていただいた上で支援していただけないかどうか、教育委員会として機会を捉えてお願いをしていくようにしたいと思います。

いろいろ、ご意見、ご質問を賜りましてありがとうございます。

○植村教育委員　チャレンジクラスのことがありました。とても期待しているということで、先ほども良い話がありましたが、これからもチャレンジクラスについては、登校できているとか、できていないことの報告が小まめに伺えたら良いなというのが希望です。

もう一つ、先ほど弁護士さんの招聘をという話がありましたが、本市では、弁護士さんはどういうふうになっているのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○片柳教育長　私の認識では、いわゆる専属の顧問弁護士という、常勤は市には、教育委員会はもちろんのこと、市長部局にもないと捉えています。ですので、その時々、弁護士としてお願いする方はいらっしゃるのですけれども、常勤でないところから、その都度、必要に応じて弁護士をお願いすることになっているかと思います。

先ほど統括からあった弁護士については、法律的な視点からも、学校が様々な生活指導上の問題に対応しなければならないケースが増えているので、研修の講師として弁護士を招聘したいという趣旨での発言だったと思います。学校等で起こっているトラブルの解決に弁護士を関わらせるという趣旨ではなかったと思います。

○植村教育委員　そうですよね。そういう場合に、結構、他区市で弁護士さんにお願いしなければいけないようなトラブルも、ちょっと遠くで経験しているものですから、どういうふうになっているかなというのが。

○片柳教育長　いわゆるスクールロイヤーという。それを制度として市では取り入れていないというのが現状です。ただ、非常に難しいケースが増えてきて、いわゆる法律的な裏づけをもって対応しなければいけないものについてはその都度お願いをして、相談して対応しているというのが現在の状況です。

○宮下教育委員　最後に一つだけ。この１、２、３の中において「スクールカウンセラー」や「ソーシャルワーカー」の言葉が一つもないのですね。専門的な人たちですから、その人た

ちのいろいろなご意見をいただいて指導すると、何か入れたほうが、専門的な立場で考えていますよと。一つの方向性を市民に訴えることによって市民が安心するのではないかと思いますので、実際に多くの人が入っていますので、入れたらどうでしょうかね。

○森山統括指導主事　様々ご示唆いただきまして、本当にありがとうございます。

この様式そのものを、昨年度の時点でご意見いただきまして、新しい様式に変えたところです。記載する内容につきましても、取り組んでいることは網羅するようにというご示唆だったかなと思います。当然スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーも対策の一つとして取り組んでいるところです。

植村委員からも、今の結果、現状に対して、市として施策や取組はどんなことを行っているかを詳述したほうが、誤解がないのではないかというご示唆でした。まさにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが活動していますので、そういったところも来年度の記載内容に反映させていただきたいと考えています。

○片柳教育長　これは教育委員の皆様に、この調査結果を説明する資料として作ったものですので、この基本的な内容に基づいて、今日ご意見をいただいて反映したものを各学校には指導していく、伝えていくということですよね。

ぜひ、今日いただいたご意見については、学校のほうにも伝えていくようにしますので、ご理解賜りたいと思います。

○植村教育委員　とても見やすい形になっていると思います。

○片柳教育長　ありがとうございます。

○橋本教育委員　不登校の話では学校に起因する、家庭に起因する、また前みたいに内訳をいただけると、こちらも様子が分かっていくかなと思いますのでお願いできればなと思います。

あと、先ほど弁護士に相談ができる仕組みというか、そういうのを都度やっているというお話でしたけれども、私自身も幼稚園の中で相談するケースが正直増えているのが事実あります。それは本当に幼稚園より学校だったり、そういった部分だけでなくて、今家庭の問題もいろいろと派生している部分もありますので、情報の開示についてどうすべきですとか、そういったものをその都度、相談できる部分は体制として用意しておかないと、学校を守るということがなかなかできなくなってしまいますので、学校をフォローする立場としても、そういうケース・バイ・ケースで相談できるような形を取っていけたらなと思いました。

○片柳教育長　分かりました。ほかに、この調査についてはよろしいですか。

では、令和６年度生活指導に係る各種調査結果については以上とします。

続きまして「③防災まちづくり学校公開講座申込フォームにおける個人情報の漏洩について」の説明をお願いします。

○桜井生涯学習課長　「防災まちづくり学校公開講座申込のフォームにおける個人情報の漏洩について」に関して説明します。

資料としまして、５月３０日（金曜日）に行ったプレスリリースの内容を一部配付していますので併せてご参照ください。資料に沿って説明させていただきます。

１【概要】です。市が事業委託して実施する、令和７年８月１日に開催予定の防災まちづくり学校公開講座「太陽・宇宙と地球にすむ私たち」について、Google フォームを用いて申込受付を行った際、一定の操作を行うと、ほかの申込者の氏名等が閲覧可能な状態となっていました。

なお、この事象は当該フォームで申込みをされた方のみに表示されるメニューを選択した際に発生するため、公開は限定的なものでした。

２【対象期間】は、令和７年５月２０日（火曜日）から令和７年５月２７日（火曜日）です。

３【対象人数等】は、対象期間中に申込みがあり、氏名等が閲覧可能となった件数及び人数は５７件、１１７人です。これは申込み１件につき５名まで登録できるため、件数と人数に違いが生じたものです。

４【対応経緯】ですが、（１）５月２７日に１８時頃、当該フォームを使用された方からのご連絡により、事象が判明しました。委託事業者に連絡し、当該フォームの一時停止を指示し、申込状況を確認しました。

（２）当該フォームにて必要情報を入力完了した上で、入力情報を見るメニュー画面に入った際、以前の他者の入力情報が閲覧できる状態になることを確認しました。また、その時点で同フォームによるほかのイベント等の申込受付を行っていないことを確認しました。

（３）委託事業者の作業の下、当該フォームについては設計を変更し、申込情報が他者に閲覧されないことを確認した上、５月２８日（水）１３時頃より受付を再開しました。

（４）ご連絡いただいた方へは事象が発生したことをおわびし、対象者へ個別にご連絡し、おわびする旨を説明しました。

経緯は以上なのですけれども、初動のところについて若干補足しますと、５月２７日にフォームを閉鎖した際は、現在受付を一時中断しているため、再開後にご登録いただくお願いを表示しました。

今回の事象の原因なのですけれども、Google フォームの初期設定で、各申込者からの申込情報を公開するとなっていたことが原因です。そちらを公開しない設定に変更した上で２８日に再開したところですけれども、２８日にフォームでの受付を再開するまでの間、申込みに関するほかの方からのお問合せはありませんでした。

また、本件は「個人情報の保護に関する法律」及び「東久留米市情報セキュリティポリシー」の規定に基づき、情報セキュリティのインシデントとして、個人情報保護委員会、総務省及び東京都へ報告する案件となったため、再発防止策を含めて５月３０日、各機関へ報告完了していることを申し添えます。

最後に５【今後の対応】と６【再発防止策】についてです。

対象者の方へは５月３０日に、主催者である市教育委員会並びに委託事業者と運営団体との連盟でおわびと経緯に関するご説明のお手紙を郵送しました。

既に委託事業者のほうには、個人情報の取扱いに関する再点検を指示し、今後 Google フォームを活用する際は、テストデータの入力を通して、動作確認を最後まで行う等の対策の徹底を指導したところですが、市教育委員会としましても、今後、イベント等の申込受付について、これまで以上に厳重にチェックを行い対応してまいります。

○片柳教育長　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

○橋本教育委員　私も Google フォームが便利なので活用しています。Google フォームを実際に申込みで利用されていると思うのですけれど、その際に委託の業者ですとか、市で申込みまでチェックをされていなかったという認識で合っていますでしょうか。

○桜井生涯学習課長　事前のチェックのところですけれども、今回のイベントに際しまして、まず申込方法については事前に事業者のほうからご連絡いただいていまして、担当課でも確認しています。

ただ、今回は二次元コードを用いての申込みになるのですけれども、実際の申込み画面等

を確認させていただきましたが、今回の事象は、完全に申込み情報の入力が完了した上で、さらにその先のチェックの画面まで飛ばないと見えないところがありまして、そこまで確認はしていませんでした。

しかし、今回のようなことがありましたので、今後につきましては、委託事業者並びに担当課のほうでもテスト的に情報を登録させていただいて、その中で二重、三重のチェックもかけてまいりたいと思っています。

○片柳教育長　よろしいですか。

○橋本教育委員　Google フォームを利用するのは NG という形ではなく、まずはそういったしっかりとチェック機能で、こういう活用を進めていけたら良いのではないかと思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願いできればなと思います。

○片柳教育長　ほかはよろしいでしょうか。

○馬場教育委員　詳細に何が起こったかというのは、今説明していただいて分かったのですけれども、５月２０日から２７日の間は全部そうなっていたということですよね。その間の５７件、１１７人は全部閲覧可能になっていたということですよね。それが、２０日から２７日の間に、教えてくださった方がいるまでは分からなかったということではないですか。それで分かって「個別にご連絡し、おわびする旨を説明しました」というのは、これは書面だけですか。送ったと言っていたのですけれども、何かすぐその場で分かるようにというふうに個別に連絡はしていないのですか。メールですとか、こっちに送ってほしいとか。

要は今郵便物が時間かかります。送ったのが、まず普通郵便なのかと、あとどういうふうにメールですとか、分かっている人たちのデータをこちらが入手することができないであったとしたら、プレスリリースで何月何日までの間というのも、これ以外で出されていることを確認したいのですけれども。

○桜井生涯学習課長　対象者の方へのご説明などについてですけれども、まず、２８日の午前中のところで委託事業者のほうと、状況や原因のほうをまず分析させていただいて、その結果、どのように説明をしていくかというところを協議したところです。その中では、電話やメールアドレスの把握は、結果的には可能だったのですけれども、こちらのフォームを作成した方でないと、アカウントとか ID の関係もありまして、市のほうでは、その情報がすぐに見られないところもありました。「すぐ電話をすれば」というお話もあったのですけれども、そういった情報がない状況でもありましたので、どのように対応していくかも含めて、一定対応を整理してから、きちんとお手紙でお伝えしたほうが分かりやすいのではないかという判断をさせていただきましたので、今後の再発防止も含めて全て整理した上でお手紙での周知をさせていただきました。

○馬場教育委員　それはもちろん手紙はもう本当に大前提として出さなければいけないと思うのですけれども、それ以外にこういうことがありましたということで、おわびの連絡とかというのは別に個別にしなくても、ホームページであるとか、そういうことで連絡は、このプレスリリース以外ではしていなかったということですか。

○桜井生涯学習課長　このたびの対応としましては、プレスリリースでの公表と個別へのお手紙での対応ということで対応させていただきました。

○馬場教育委員　それは報道関係と、これ以外にも出しているということですか。エンドのお客様（エンドユーザー）のためのプレスリリースは、ここにはないのですけれど、それは出したということですか。

○桜井生涯学習課長　そうですね。対象の方へお送りしたのは、このプレスリリースではなく

て。
○馬場教育委員　お手紙を送ったのは分かったのですけれども、ホームページであるとか、生涯学習課から直接行かなかったとしても、「こういう事象があって、ご迷惑をかけています。もし何かありましたら、ご連絡ください」というのは、手紙以外では出していないということですか。ホームページであるとか、そういうもので。
○桜井生涯学習課長　プレスリリースの内容も市のホームページでは出ていまして、ただ、これ以外にホームページとかでは出しているのはありません。
○馬場教育委員　ない。これで、もし何かあったら連絡くださいという形なのですね。
○桜井生涯学習課長　ここにもその旨書かせていただいているのと、あと個別でお送りしているおわび文の中でも、その旨は入れてあります。
○馬場教育委員　４の【対応経緯】の（４）の「ご連絡をいただいた方へは事象が発生したことをお詫びし」というのはどこでお詫びしているのですか。
○桜井生涯学習課長　４の【対応経緯】の（４）のところなのですけれども、すみません、こちら言葉足らずだったかもしれませんが、最初に、市のほうに今回の個人情報が出ていることをご連絡いただいた方に直接ご連絡させていただいて、私のほうからまずおわびを、ここの場ではお電話なのですけれども。
○馬場教育委員　それはその人だけにですよね。もし閲覧されてしまった１１７人の方に対しての、書面以外でこういうことが起きましたというおわびというのはしていないということですよね。
○桜井生涯学習課長　書面をもって、おわびさせていただきました。
○馬場教育委員　ということなのですね。何かそれはちょっと、これだけではなくて、まずそうなった方にも申し訳ありませんみたいのはなくて良いのかと思ってしまったのですけれども、ご連絡くださいだけではなくて。手紙が届いて、すごく時差がありますよね。
　それに対して、連絡が来ていないということなのですけれども、例えばこれがもっと人数多くて、悪用されたりすることを考えたら、先にご連絡いただいた方だけに事象が発生したことをおわびするのではなくて、ほかの方も見ている可能性がいっぱいあるということですよね。そういうことはないのですか。ご連絡いただいた方が見られるということは、ほかに申込みした方でも見られてしまっているけれど、報告していない人が可能性としてはいるということですよね。
○桜井生涯学習課長　そうですね。今回の事象的には、ある意味限られた空間ではあるのですけれども、実際に２７日までお申込みされた方は、ほかの方が申し込んだ情報を見られる環境にはありましたので、そういう意味で申し上げますと、少なくともこの１１７人の方にはお互いの情報は見られてしまっていたというところはありました。そちらについてのおわび……。
○馬場教育委員　それが一番初めにおわびしなくてはいけないのではないかなと思うのですけれども。プレスに、個人情報が漏えいしてしまったことを伝えるだけではなくて、まずそちらの方たちに「何かあったらご連絡ください」というのと、「大変申し訳ありませんでした」というのはなくて良いのかなと思ったのですが、それは問題ないのかしら。
　しかも書面って、市内でも３日～４日で着かないときがあるではないですか、郵便の取り扱いが変わってしまったので。それがちょっと、大丈夫なのかなと心配したのですけれども。
○桜井生涯学習課長　そうですね。いただいたご意見と申しますか、対応の方法としては、確かに各個別にお電話をするということも可能性としてはあったとは思うのですけれども、少

なくとも、最初の初動のところで、先ほど申したとおり、市のほうでもフォームを管理する権限はこちらにないので、後々そういう……。

○馬場教育委員　権限がないとしても、委託しているのは市なので、その権限はちゃんと見てすぐ謝らなければいけないし、開示させなければいけない事象だと私は思います。おわびが遅過ぎると思います。

○桜井生涯学習課長　かしこまりました。２８日にこの人数がありますとか、そういった具体的な世帯とかが分かったところもあったのですけれども。

○馬場教育委員　それは委託しているし、預けているのは信頼しているので、そういうことが起きた場合にはきちんと情報すぐ開示していただいて、今の時代そういうのを言ったらすぐ開示できますし、それを書面で待つ間、３～４日もかけて待っているということ自体、もう対応が遅いって思われて仕方ないぐらいの事象だと私は思ってしまうのですけれども。

○桜井生涯学習課長　かしこまりました。今後スピード感を持って対応してまいりたいと思っていますけれども、その方法につきましては課題とさせていただきたいと思います。

○馬場教育委員　そうですね。そういう対応はちょっとあまりにも、書面でというのは遅過ぎるし、誠意が感じられないと思ってしまうと思います。

○橋本教育委員　個人情報をあれですよね、委託業者から情報開示したもので、それをもって活用して良いかどうかの確認に時間がかかるのですよね。今後のために確認しておいたほうが良いというので捉えて良いかな。

　今回は今からやったところで、もう郵送とあまり変わらないので。今後を見据えると、ミスしたときにメールアドレスとか、申込みフォームの項目によって吸い上げられる情報は決まっていると思うのですけれど、それを開示して、すぐに連絡ができるように、法律上それが良いのかというのは僕も分からないので、そこは今後に向けて確認して、それをすぐメールか何か、メールですぐに送れるように、あるいは電話か、それは多分申込みフォームの作り方によるのですけれども、そういうのを確認しておいてもらうと良いのではないかなと思いました。

○片柳教育長　今回の対応について、時間がかかり過ぎではないかというご指摘だったのですけれども、一つは、この情報が公開されている状況が、今のように直接私どもが、これを構築したのではなかったところがあり、その確認に時間がかかったということが一つと、公開された範囲が、つくりからいって限定的であって、特定の操作をしなければ、これが他の人が閲覧できる状態ではなかったので、恐らく大きな被害は今のところ出ていないだろうという判断があったということと、最終的に正確な情報をつかんだ上で、再発防止策も含めてご説明し、おわびをしたかったということもあり、この３０日という期限を切って対応したところです。

　ただ、馬場委員のご指摘のように、こうした事態が生じたことが分かったら、そのことをすぐにでも該当の方にお知らせして、後日、さらに第２報、第３報で詳しく説明し、おわびをしていくというやり方もあったではないのですか、そうすべきではないですかというご意見だと受け止めましたので、今後はそのご意見を参考にさせていただきながら、橋本委員もフォームの作り方ではそうしたことも可能になるのではないかというお話でしたので、具体的にどんなふうにフォームを作っていったら良いのかということですとか、万が一の事故が起きた場合、連絡を迅速にできるように工夫することが重要であると思います。

○馬場教育委員　なぜそれが大事かというと、電話番号とかＥメールが知られてしまったということが分かるだけでも、自分に来たメールとか、怪しいものを開かないとか、電話に出な

いとかという方策をまず取れるのですよ、もしそれが悪用された場合。それは一日でも早いほうが良いので、丁寧にとかきちんとということももちろん後でしなければいけないと思うのですけれども、まずはそれこそ、ホームページの一番上に、そういうのがあったので、「該当の方は、自分が出した情報などに不審なアクセスがあったときには気をつけてください」みたいなことはまず出さないと、この時代、ちょっとそれは、この書面と対応と確認の仕方を見て心配だなと思いました。

○片柳教育長　分かりました。

○桜井生涯学習課長　ご意見ありがとうございました。私のほうで説明が漏れているところがありまして、補足をさせていただきます。

　今回の個人情報の漏えいとしまして、どのような情報が閲覧可能であったとかというところなのですけれども、申込者の代表者の氏名、住所、電話番号、そのほかの参加者の氏名、東久留米市民か否か、お子さんがいる場合は何年生かといった情報が閲覧可能な状態でした。ただし、特に氏名ですとか住所、電話番号のところなのですが、例えば、氏名の順番どおりに住所とか電話番号は並んではいなくて、紐づけはできない状況ではありました。

　例えば、Ａさん、Ｂさん、Ｃさんという氏名があったとして、その人のＡさんの住所がその隣にきているかと言われるとそうではなく、順番はもう前後してしまって、どの住所、電話番号はどなたのものまでか分からないところもありました。そのため、特定はできないというところも確認させていただいた上で、先ほど申したような、一定対応を整理した上で、お手紙で、ご説明とおわびをさせていただくという判断をしたところです。すみません、情報が漏れていました。

○馬場教育委員　例えば防災まちづくり学校公開講座に興味がある方だなと思って名前を見たら、防災クッズを売るネット業者とかすぐ食いつきますよ。それを考えたら、紐づくとかそういうことが「多分大丈夫だろう」という「多分」のところで、もし被害が遭ったら、それはすごく失礼なことだと思うので、それはやはり同じかなと思います。

○片柳教育長　被害の未然防止のためには、早く情報を提供することが有効ですというお話ですよね。

○馬場教育委員　そうです。

○片柳教育長　なので、できることをいち早く、その後の対応等は２報、３報という形で丁寧にということですかね。

○馬場教育委員　はい。

○片柳教育長　分かりました。参考にさせていただいて、同じようなことが起こらないように、十分に注意してまいります。

　では、防災まちづくり学校公開講座の申込フォームにおける個人情報の漏えいについては以上で、よろしいでしょうか。――では以上とします。

◎教育委員報告

　次に日程第３、教育委員報告に入ります。「①市立学校小学校の運動会について」です。５月２４日、３１日に小学校で運動会が行われ、教育の皆様にご参観いただきました。当日はご多用にもかかわらず、ご参観いただきありがとうございました。

　ご参観いただいた委員からご意見、ご感想等がありましたらお願いします。宮下委員からよろしいですか。

○宮下教育委員　よろしいのですが、私は２校行っているのですが、２校については植村委員

とご一緒しましたので委ねていきたいと。
○片柳教育長　そういうことであれば、植村委員から。
○植村教育委員　２４日に十小と、七小のほうに行ってまいりました。天気も良くて半日でということで、本当に半日が定着したなと思います。
　七小のほうは人数が多いということで、「徒競走」と「表現」に限られていました。なので、「団体競技」はなくという形でありました。
　それから十小のほうは、人数が少ないので２学年まとめてということでやれるので、これは本当に人数に関わるのだなと思うのですけれども、「徒競走」と「団体」と、それから「表現」とを２学年ずつやってゆとりがある感じでやれていました。
　特活の中の行事というのは、子どもたちが本当に成長する大事なものだと思うのですけれども、私が思うのは若い先生や、まだ経験が少ない先生たちが、例えば「団体」をやるということにどういう意義があるかとか、「団体」を人数が多いから省くんだとかといったことを考える時間が各学校であるかなということがちょっと気になりました。運動会そのものはとても良い形でできていて、特に来賓の前のところに来ている子どもたちが表現をしてくれたときの、何というか誇らしい顔というのを見ていると、やはりああいうもので成長する部分がすごくあるだろうなと思いながら――なので、そこら辺のことを先生方がみんな、昔の私たちの時代はそういうことも考えながらでしたけれど、今そういうときもないので、何を目的としてという、繰り返しなるので省きますが、そういうところが気になったところです。
　私が行っているほかのところで、大勢の子どもたちがいる学校なのですが、「団体」と「表現」は運動会でやって、「かけっこ」のほうは学年ごとに保護者を招いてそれぞれの時間をつくってやっているというところもあります。なので、いろいろな方法がある中で、運動会というのは良い形で進んでいってもらいたいなと思っていたら、朝日新聞で「運動会をどう考えますか」というアンケートがあったのですね。それがずっとすごくたくさんの人たちがアンケートに答えていて、アンケート結果もとても興味深いものでした。また、そのことについてどこかで話ができるときがあると良いかなと思ったりしています。
○片柳教育長　ありがとうございました。橋本委員お願いします。
○橋本教育委員　私は、二小と神宝小と五小を見させていただきました。本当に先ほど植村委員がおっしゃったように、人数でいくと、中・小・大のような形で見ることができて、各学校の特徴も感じられました。
　二小と神宝小は天気の関係で、二小はちょうど行った際は、全学年の「表現」を見させていただいたり、神宝小は「徒競走」の様子を見させていただきました。
　五小では、学年別ということで、「表現」と「リレー」を見ることができまして、あと学校全体の「大玉つなぎ」を見ることができました。
　全体的に感じたこととして、子どもたちが考えて表現している姿だったり、生き生きとしている姿を見て、この運動会の必要性というのを改めて感じることができました。
　ただ、神宝小を見させていただいたときに、ちょっと人数の兼ね合いもあるかなと感じまして、その際にも私も校長先生とお話しする部分もありましたけれど、あと教育長ともお話ししましたけれども、人数がこれから少なくなってくというのはもう決まっているというか、兆候としては減るということを考えると、この大人数で子どもたちが多くの人数の中に囲まれて興奮して一生懸命頑張る姿という機会を何とか減らさないようにと考えると、将来的には学校対抗といったものも視野に入れながら、子どもの数によってできる競技が減ってしまうとか、子どもたちが減ってしまうからやれる機会が減るということをなくしてはいけない

と。そういう子どもたちの機会を奪わないような準備を、早い段階からしていくことが、これから求められていくのではないかなと見て感じました。

各学校の工夫はありますが、各学校ではできない課題等については教育委員会を中心に全体でどういうふうにフォローアップしていくのか、そういったものを今後準備していく必要性があるのではないかなと感じた運動会になりました。

○片柳教育長　どうもありがとうございました。

○宮下教育委員　私は、本村小学校に行ってまいりました。プログラムを見ると「順延」と書いてあるのですね。５月３１日、あれだけの土砂降りでしたので、「順延」と書いてあったので、翌日やっているなと思って行ってまいりました。

この「順延」と書いてあるときにどんなふうに私たちは解釈すれば良いのかなと思ったのですが、順延のときに「本村小学校の子どもたちは授業をやったのですか」と言ったら、「あの日は、休校にしました。翌日に来るようにしました。」と。そんなふうにおっしゃっていました。いろいろ対応があるのかなと思っていましたけれども、本当に、今年の運動会は校長泣かせの運動会ではなかったかな。２４日の日も雨が降るか・降らないか。結局は天気予報は少しずれまして、あの日も寒いぐらいの天候になりました。

本村小学校も一日順延しましたけれど、翌日はもう本当に暑過ぎるぐらいの、校庭での運動会でした。保護者もたくさん見えて運動会らしい雰囲気でした。

その中で、どういう種目が多いのかなと思って学校長に聞いたら、「うちの学校は三つの種目をやりますよ」と。「「表現」と「走」と「団体競技」をやりました。そんなふうにして構成していました。そして時間数、練習時間を物すごく極めて少なくしてやりました。それでもできるんですよ」ということのお話を校長からいただきました。

その中で、面白いなと思ったのは、「走」の場合には１・２年生は４０m走、３・４年生は８０m、５・６年生は１００mなのですね。でも１００mが学年リレーなのですね。だから全員が１００m走る。１００走るというのはすごいことですね。あのトラックを子どもたちがそれぞれのスピードで、それぞれのスピードというのは自分が何レース、誰と組むかということを考えながら自分の出番を待っていたという感じです。そのときに自分のバトンのレースの順番をどうするかという、そこら辺については相当徹底されていた。そこでいつももめることが多いのですが、それを徹底されていた。短い中においてもよく指導されている。また、それは運動会だけではなくて、指導されていたのかというような感じがしました。

子どもたちは、保護者の前、それから他の学年の前で本当に意気揚々と走っていたのではないだろうか。とても良かったなと感じました。

それから「団体の競技」の中において、私は久しぶりに「綱引き」を見ました。ほとんど今の運動会は綱引きがないと思いますが、綱引きを見ました。その綱引きも少し変則的な綱引きで、「お助け綱引き」というのです。初めは引っ張りながら半分が今度は待機するわけです。途中で笛に基づいて、半分が引っ張っているところに、半分が今度はお助けに行くわけです。だから早く助けに行けば、すーっと持っていかれてしまうわけですね。そのような面白さをそこに加えていました。私も久しぶりに見る綱引きだなと思いました。

以前 PTA の競技の中において綱が切れて、そして大きな事故になったケースがありましたので、そこからほとんど消えてしまいましたけれども、また復活したというので、面白いなということで楽しく見させていただきました。

それから「表現」のほうにおいては、相変わらずソーランがすごく多かった。どこでも多分ソーラン多いかと思います。そのソーランの中におきまして、みんな衣装がそろっている

のですね。そうしたら黒いのに黄色のリボンと青いリボン、それを全員が着用しているのです。「相当お金がかかるのですか」と言ったら、校長先生が「これは安いのですよ」と。あれだけのものをいろいろな学校でも使っているかと思いますので、相当に大量に生産しているところで売っているのかなと感じましたけれども、そこまでそろえながらやっている。

あと、子どもたちが使ういろいろな道具についてはみんな「全員が自作です」ということをお話しされていました。なかなかああいうような、全員がそろってやることについては、運動会の種目としては大切な種目ではないかなということを感じました。

それから、３年生の中で、沖縄の「エイサー」というのがありますね。踊りましたが、そのときに学校長が、このエイサーは七小の佐々木先生という方が、エイサーの指導のライセンスを持っているのでしょうか。その人が来て、本格的に教えてくださいました。そのような人たちを招きながら子どもたちに指導していることは、学校間のいろいろな人材をお互いに交換できるような、そんなふうにして今回の運動会が行われていることを強く感じたところです。

それと併せて、十小に行ったときもそうでしたね。十小に行ったときに２年生のダンスを教えた先生、その先生がプロのダンサーだったのですね。そして教師になって２年目だという。その人はステージの上で指導・演技しながらやっていたのですが、その先生のダンスのうまさ、子どもを見る保護者の目と、指導者を見る保護者の目と、両方に目が分かれていたのではないかな、そのような感じがするところですが、そのような特技を持っている先生方もお互いに情報交換しながら、お互いに指導し合うことによって、東久留米のそれぞれの資質が上がっていくのではないかなということを強く感じたところです。

○片柳教育長　馬場委員には、神宝小の保護者として参観していただきました。何か感想とかありますか。

○馬場教育委員

今、六小は運動会ではなくて、「運動発表会」という形で。学年ごとで、全体ではやらなくて、それが「とても寂しい」といろいろな保護者から言われていて、ただ、それは校長先生や職員の方たちが一番良いようにという工夫を、コロナを経て考えてくださっていると思っています。橋本委員がおっしゃっていた子どもたちにいろいろな、家族だけじゃない、大きい人たちの中で、自分を表現したり、表現が苦手な子は走ったりなど、自分自身が興奮して力を出すという場を与えてあげるのは、大人として本当に大事だなと思いました。お弁当を挟んで長くやれば良いとか、お日様がまぶしくて熱中症になってしまうから短くすれば良いとかという簡単なことではなくて、私たちが子どものころに味わった、運動が苦手だけれども、一生懸命頑張る姿を親に見せたいとか、お姉ちゃんたちが頑張っているから私も頑張りたいとか、そういう自分を興奮させたり高揚させたりするという、かけがえのない経験というのは守っていってあげたいなとすごく思いました。

あと、宮下委員がおしゃっていたみたいに、エイサーの得意な先生ですとか、プロでダンサーやっていた方とかというのを、本当に良い才能として、みんなで分かち合えるというのもすばらしいなと思って、そういうきっかけづくりにもなるのが運動会だったり、大きな行事だったりするのかなと今聞いていて改めて思いました。

神宝小は校長先生が替わったのですが、今年度は前任の校長先生のやり方をを基本的に踏襲しつつも、子どもたちに「競技やりたいの何だろう」というのをアンケートボックスで募集したそうなのですね。それだけでも、子どもたちは自分の意見を聞かれて参加するときに、先生たちに言われたものだけをやるのではないということで、子どもたちはすごく気持ちが

高まったというのを聞いて、何か一つでもそういうきっかけをつくれるというのは良い機会だなと。また、本当に天気が悪い中、先生たちはどきどきしながら準備してくださったと思ったのですけれども、先生たちの思いとか保護者の思いとかいろいろな交錯している中で、今それが大人として、してあげられる大事なことだなと。学校間で戦うというのも含めてすごく大事なことなんだなと思いました。

○片柳教育長　どうもありがとうございました。

○植村教育委員　今の馬場委員のお話を聞いて、六小の話を聞いて思ったのですけれども、今年度は、どの学校もテントがちゃんと張られていたのですけれど、テントについては本村小が昨年度、熱中症対策で２学年ずつが外に出てだったかな。とにかくテントがあまりなかったので、校舎内で応援するという形でやっていたのを記憶しているのですが、今年は１５張、全部本村小も出たということで。

○宮下教育委員　全部。買ってもらった？

○植村教育委員　そうなのですね。そこは私もその話だけ聞いて実際には見ていないのですけれども、PTA の方が買ってくださって、１２張買ってくださったのかな。それで１５張のテントを張ってみんなで校庭で応援できて、昨年度と全然違う形になったということで。

　あと保護者の方が片づけも、どの学校もそうなのですけれど、片づけも保護者の方が参加してくださるということで、１５張もあるような運動会になってくると、本当に片付けも大変になってきて、そういう中で地域の方々が協力してくださるということについても本当に新しい形になってきているのかなと思いました。

○宮下教育委員　そのテントについて、子どもの参観が、テントではないときには室内で参加するようにと。できるだけテントを張るようにということを指導室のほうから指示が来たというようなことを言っていましたけれども。

○森山統括指導主事　特段テントの有無によって教室内から見るようにという指示は出しておりませんが、テントや遮光ネットで熱中症対策を必ず講じるようにということは指導室からも申し上げているところです。

○宮下教育委員　それぞれ学校がテントの貸し借りをやっていましたね。特に小中とやっているところもありましたね。学校に行くと、自分の学校ではない学校の名前のテントがある。違和感を感じるときもありましたけれども、本当に本村小はきれいな、ワンタッチでばっと開くテントです。最近開発されましたので、そんなテントでやっていました。

○片柳教育長　どうもありがとうございました。小学校の運動会については以上とします。

　続きまして「②東京都市町村教育委員会連合会第６９回定期総会」がありました。これにつきましては、去る５月１９日に東京自治会館で行われて、私と橋本委員が出席しましたので、橋本委員からその様子をご報告いただきたいと思います。

○橋本教育委員　定期総会の本題については理事会の内容でご報告したとおりとなりますので省略させていただきます。特に審議並びに質問等はなく、理事会の内容が承認されたという形になりますので、ここで報告をさせていただきます。

　また、総会の中で表彰式が行われまして、前委員の尾関さんと一緒に参加させていただいて表彰を共に見させていただいたという形になります。その中でいろいろなお話をさせていただく機会があり、本当に私にとってもありがたい機会になりましたことをご報告させていただきます。

○片柳教育長　橋本委員、ご出席、ご報告ありがとうございました。

　他の委員からこの件についてご質問はありますか。――よろしいでしょうか。

日程は以上ですが、委員から何かご報告等ありますでしょうか。
事務局から報告は何かありますか。――特にありませんか。

◎閉会の宣告

○片柳教育長　以上をもちまして、令和７年第６回教育委員会定例会を閉会します。

（閉会　午前１１時２４分）

東久留米市教育委員会会議規則第２８条の規定により、ここに署名する。

令和８年５月２８日

教 育 長　　片　柳　博　文（自　書）

署名委員　　馬　場　そわか（自　書）